

令和8年第4回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和8年4月8日（木） 午前11時から午前11時45分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室4

3 出席者 教育長 伊藤圭樹
教育長職務代理者 佐藤正司
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣
教育参事 山中洋子
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 安藤友佳
教育専門員 鷺澤 徹

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

（1）議案第14号 令和8年度豊山スカイプールの休場について

（2）報告第14号 令和8年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について

（3）報告第15号 豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱の制定について

（4）報告第16号 豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱の制定について

（5）報告第17号 豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について

（6）報告第18号 豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前11時）

事務局長： 本日は、小学校の入学式の後、大変お忙しい中ご参集いただきまし

て誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和8年第4回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。それでは始めに、人事異動があり、教育委員会事務局が新たな体制となりました。一言ずつ、挨拶を申し上げます。

事務局：（異動者挨拶）

事務局長： よろしくお願ひします。それでは、会議の取り回しを教育長にお願いします。

教育長： おはようございます。それではただいまから、令和8年第4回教育委員会定例会を開会させていただきます。

【日程第1 前回会議録の承認】

教育長： 議事に入ります前に、事前に配付させていただきました、令和8年3月19日（木）に開催いたしました令和8年第3回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

教育長： 令和8年第3回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后、皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教育長： それでは、この間の諸般の報告を私の方からさせていただきます。

事務局が新体制となり、新たな顔ぶれで令和8年度がスタートしているところであります。昨年に引き続き、明るい雰囲気です事務局が勤務できているのではないかと、まだ1週間ではありますが、感じているところでございます。本日は、3小学校の入学式にご出席いただき、ありがとうございました。豊山小学校が60名、新栄小学校が27名、志水小学校が47名、新たに入学されました。

そして明日の中学校新入生が173名ということで、スタートすることになります。

4月1日、教職員の辞令伝達式がありました。新しく豊山町にお越しただいた教職員の皆様方には、4校がチームワーク良く学校運営をしていることや、また、新たな視点でフレッシュな風を吹かせていただきたいこと、そして、豊山町の未来をつくり、育てていく、子どもたちの育成を、町の未来を先生方に託していくことを伝えさせていただきました。

具体的には、いつも教育委員の皆様にもお伝えてしていますように、児童生徒が行きたくなるような学校を目指し、目の前の子どもたちを家族のように大切に育ていただき、そして、キャッチフレーズ「当たり前のことがしっかりできる学校」の具現化を全職員で力を合わせ

て取り組んでいただきたい。そのようなお願いをさせていただいたところでございます。

教育委員の皆様にも引き続き、ご指導ご助言のほど、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、事業報告をにつきまして、事務局長の方からご説明申し上げます。

事務局長： それでは、この間の報告をさせていただきます。3月19日から4月8日までの事業報告をさせていただきます。

まず、3月19日（木）小学校卒業式が行われております。また同日に、第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会が行われております。3月23日（月）、第2回豊山町生涯学習推進審議会を開催しております。3月25日（水）、名古屋空港ロータリークラブ様より、新1年生あてに防犯ブザーの寄附があり、その贈呈式を実施しております。3月26日（木）、第1回豊山町文化財保護審議会を開催しております。3月31日（火）、豊山町教育委員会教職員退職辞令伝達式を実施し、退職教員3名に対して退職辞令を交付しております。

年度が替わりまして、4月1日（水）、豊山町教育委員会教職員辞令伝達式を実施し、教職員13名に辞令を交付しております。

4月5日（日）、スポーツ少年団入団式が行われ、188名の団員が入団しております。4月8日（水）、小学校入学式が行われております。

私からの報告は以上でございます。

教育長： それでは、所感も含めて、事業報告全般にわたってご質問等ございますでしょうか。

（意見なし）

教育長： 先ほど報告のありましたスポーツ少年団入団式はとても活気があって、子どもたちも、指導者の皆様方も意欲満々で、8年、9年ぶりではありますが、豊山町の財産だな、すばらしいなということを改めて感じさせていただいた入団式だったことを申し添えておきたいと思います。

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。「議案第14号 令和8年度豊山スカイプールの休場について」、事務局からの説明を求めます。

事務局： 一資料に基づき説明—

教育長： ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということ
とでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。議案第 14 号は原案どおり可決といたしま
す。

続きまして、「報告第 14 号 令和 8 年度豊山町立小中学校の教務主
任等の発令について」事務局から説明を求めます。

事 務 局 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ご
ざいますか。

(意見なし)

教 育 長 : ありがとうございます。それでは、報告第 15 号へ移ってまいりま
す。「報告第 15 号 豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与
に関する要綱の制定について」、事務局からの説明を求めます、

事 務 局 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。

タブレット端末につきましては、本町はまだ家庭への持ち帰りが行
われていないという状況があります。そのような中で、日常的な家庭
学習を充実させていくことや、感染症、非常災害等に耐えうるような
形で、子供たちの学びを止めないようなことを具現化していくために
も、持ち帰りについては、試行等踏まえながら、2 学期から本格的に
実施してまいります。教育参事から、流れの説明をお願いします。

事 務 局 : 保護者の方には P T A 総会で校長から説明し、ゴールデンウィーク
明けには、中学校を中心に試行期間として進めてまいります。小学校
も随時進めていき、問題点がありましたら都度、解決策を検討し、準
備を整えてまいりたいと思っております。全面実施は 9 月を目指して
います。

教 育 長 : それではこのことについて、ご意見、ご質問等ございますでしょ
うか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、続きまして報告第 16 号へまいります。

「報告第 16 号 豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに
関する要綱の制定について」、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 : 一資料に基づき説明—

教 育 長 : この件については、ご質問はいかがでしょうか。

- 佐藤委員： 2点お聞きします。1点目は、不承認を想定されていますが、どう
いう場合を想定しているかということと、もう1点は、ルーターにSIM
カードを入れるタイプだと思いますが、大きな容量のうち使った通信
料だけを請求するのか、その2点をお伺いしたいです。
- 事務局： 承認につきましては、対象要件を確認したうえで、貸出を決定する
ことを考えております。容量につきましては、業者と調整中ですが、
3ギガ又は5ギガで考えております。近隣市町を確認しても、5ギガ
で足りているという情報もありますので、そのあたりの容量を考えて
おります。それを越した場合は、通信制限がかかり、速度が落ちる状
況になります。その部分は調整しきれてはいませんが、今後検討して
まいります。
- 佐藤委員： 承認されない理由が具体的ではなかったと思いますが、家庭にイン
ターネット環境があるにも関わらず、申請した場合でしょうか。その
あたり、どのような想定をされているのか伺いたいです。
- 事務局： インターネット環境が整っていなければ貸し出すということを考え
ております。
- 佐藤委員： 不承認をする場合があるのであれば、具体的なケースを想定してお
いた方がよいかと思います。検討いただきたいです。
- 教育長： 事務局としては、不承認はあまり想定していないということですね。
その中で不承認という制度を作っているのも、事務局として改めて整
理をお願いします。
- 佐藤委員： 前提としてインターネット環境がない方への貸し出しを想定してい
るということなので、インターネット環境があるのに使いたいという
方に貸せないというのであれば、調査しないといけなくなるので、大
変ではないかと感じました。一度ご検討ください。
- 鈴木委員： 貸し出しの台数は最大何台を想定されていますか。
- 事務局： 事務局では25台を用意しています。
- 鈴木委員： インターネット環境がないということをどうやって確認するか、で
すね。SIMの費用は全額保護者負担で、ルーターは町が負担ですか。
- 事務局： そうです。
- 佐藤委員： ルーターも借りると、通信料含めて月4～5千円程度かかると思い
ます。
- 鈴木委員： 25台もあると、実際にはインターネット環境があるのに追加で借
りたい、外出の時に使いたいという方が出てくると、本当に必要な方
が借りられないということが出てくるかもしれないので、その点は疑
問に思ったところです。

- 後藤委員： 家に行って確認することはできないですね。
- 教育長： そういうケースが出てくる場合もあるかと思いますので、一度整理をお願いします。タブレットの破損等は、故意の破損は保護者負担になるかと思いますが、そうではない場合は、町の負担となるということではなかったですか。
- 事務局： サポートのサービスに入っていますので、その中で対応します。
- 後藤委員： サポート以外に保険も入っていますか。
- 事務局： 契約の中にサポートパックがありますので、その中で対応するという形になります。
- 教育長： これは学校を経由してということになると思いますが、不正利用や機器の正しい活用の仕方は、町から貸し出しをしていただいているという認識で、子どもや保護者にしっかり校長を通じて浸透させていただきたいと思います。その他はよろしかったでしょうか。
- (意見なし)
- 教育長： ありがとうございます。それでは、検討課題もあったかと思うので、改めて委員の皆様にお伝えしたいと思います。それでは続きまして、「報告第17号 豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について」、事務局より説明を求めます。
- 事務局： 一資料に基づき説明—
- 教育長： それではこの件についてのご質問を受け付けます。
- (意見なし)
- 教育長： 続きまして報告第18号にまいります。「報告第18号 豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正について」、事務局からの説明を求めます。
- 事務局： 一資料に基づき説明—
- 教育長： ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。
- 佐藤委員： 北名古屋市、清須市は定めがないという中で、今回この改正をされるにあたり、何か問題があって改正することになったのか、それだけ参考に伺いたいです。
- 事務局： 現在、中学生はほとんどがS組におり、支援センターにはほとんど小学生しか通所している子がおりません。また、小学生の中でも、低学年から入っているという状況があります。今までの仕組みだと、一回申し込めば中学3年生まで継続できる状況になります。集団生活で社会性を見つけていくことが大切だと思っておりまますので、今の状況だと、きちんとした育ちの中で育むことが難しいのではないかと心配

しまして、1年に1回、環境も変わりますし、本人の状況も見て、その子にとって、何が適切な学びの場かを一度みんなで検討することも大切ではないかと思ひまして、この機会に改めて改正させていただいたということでございます。

教 育 長 : その他よろしいでしょうか。

(質問なし)

教 育 長 : それでは、以上で付議案件を終わりたいと思います。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。事務局から、その他報告事項等
はありますか。

事 務 局 : 一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡—

教 育 長 : 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

(発言なし)

閉会の宣告 (午前11時45分)

教 育 長 : 以上で、令和8年第4回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和8年第4回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和8年4月8日（水）

午前11時00分

場 所：豊山町役場 3階 会議室4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- (1) 議案第14号 令和8年度豊山スカイプールの休場について
- (2) 報告第14号 令和8年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について
- (3) 報告第15号 豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱の制定について
- (4) 報告第16号 豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱の制定について
- (5) 報告第17号 豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について
- (6) 報告第18号 豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第14号

令和8年度豊山スカイプールの休場について

豊山町プールの設置及び管理に関する条例施行規則（平成3年豊山町教委規則第2号）に基づき、令和8年度における豊山スカイプールの休場について、議決を求める。

令和8年4月8日

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、豊山スカイプールの再開について、町の財政状況や、安全性の担保等、総合的な判断をする必要があることから、令和8年度における同プールの利用期間中、同プールを休場とするものである。

令和８年度豊山スカイプールの休場について

１ 休場の理由

豊山スカイプールの再開については、町の財政状況や、安全性の担保等、総合的な判断を必要があることから、令和８年度は豊山スカイプールの休場する。

２ 周知方法

広報とよやま ６月号、町公式ホームページ、町公式SNSにて行う。

３ 本来の開場期間

令和８年 ７月４日（土）～ ９月１３日（日） ７２日間（うち２日間は休場日）

４ 休場中の施設の維持管理

令和６年度までは指定管理者（ハマダスポーツ企画（株））により維持管理を行っていた。令和７年度からは町教育委員会で維持管理を行っている。

報告第14号

令和8年度豊山町立小中学校の教務主任等の発令について

豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）第24条第1項の規定に基づき、令和8年度豊山町立小中学校に置く教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事、進路指導主事及び主任養護教諭として、次のとおり命じましたので報告します。

記

1 教務主任等の任命内容について

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
豊山小学校	教 務 主 任	折 戸 佳 代 子	新 規
	校 務 主 任	古 田 圭	継 続
	保 健 主 事	伊 藤 和 代	継 続
	司 書 教 諭	折 戸 佳 代 子	新 規

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
新栄小学校	教 務 主 任	下 本 寛 之	継 続
	校 務 主 任	前 田 絵 美	継 続
	保 健 主 事	神 谷 朋 美	継 続
	司 書 教 諭	加 藤 幸 江	継 続

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
志水小学校	教 務 主 任	岩 下 真 也	新 規
	校 務 主 任	小 林 泰 史	継 続
	保 健 主 事	山 崎 葵	継 続
	司 書 教 諭	小 川 百 合 子	継 続

学 校 名	教務主任等職名	氏 名	備 考
豊山中学校	教 務 主 任	加 藤 遊	継 続
	校 務 主 任	小 塚 信 彦	継 続
	保 健 主 事	竹 内 哲 子	継 続
	生 徒 指 導 主 事	奥 村 憲 史	新 規
	進 路 指 導 主 事	水 野 祐 一 朗	継 続
	司 書 教 諭	水 野 雄 太	継 続
	主 任 養 護 教 諭	竹 内 哲 子	継 続

※ 関係条文

豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）

（教務主任）

第16条 学校に教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教務主任を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（校務主任）

第17条 学校に校務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、校務主任を置かないことができる。

2 校務主任は、校長の監督を受け、校務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（保健主事）

第19条 学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、保健主事を置かないことができる。

2 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項を管理し、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（司書教諭）

第20条 学校に司書教諭を置く。ただし、学級数が11以下の学校については、司書教諭を置かないことができる。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

（生徒指導主事）

第21条 中学校に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、生徒指導主事を置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（進路指導主事）

第22条 中学校に進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、進路指導主事を置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、進路指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（主任養護教諭）

第23条 学校に主任養護教諭を置くことができる。

2 主任養護教諭は、校長の監督を受け、児童、生徒の養護に関する事項を整理する。

（教務主任等の発令）

第24条 第16条、第17条及び第19条から前条までに規定する教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事、進路指導主事及び主任養護教諭は、当該学校の教諭（保健主事にあっては、教諭又は養護教諭、主任養護教諭にあっては、養護教諭、司書教諭にあっては、講習を終了した者）の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命じる。

2 第18条に規定する学年主任は、当該学校の教諭の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

報告第15号

豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱の制定について

豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱の制定について報告します。

豊山町教育委員会告示第3号

豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

豊山町教育委員会教育長 伊 藤 圭 樹

豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として、豊山町立小学校に在籍する児童及び豊山町立中学校に在籍する生徒（以下「児童生徒」という。）が使用する学習用タブレット端末及びその附属品（以下「学習用タブレット等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定める。

(貸与対象者)

第2条 学習用タブレット等の貸与の対象となる者（以下「貸与対象者」という。）は、児童生徒の保護者とする。

(貸与台数)

第3条 学習用タブレット等の貸与を受けることができる台数は、児童生徒1人につき1台とする。

(貸与期間)

第4条 学習用タブレット等の貸与を受けることができる期間は、貸与を決定した日から児童生徒が在籍する豊山町立小学校又は豊山町立中学校（以下「学校」という。）を卒業の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が学校から転出したとき又は当該学校の長（以下「校長」という。）が学習用タブレット等の返却を求める事由が生じたときは、貸与期間を終了するものとする。

(申請等)

第5条 貸与対象者は、学習用タブレット等の貸与を受けようとするときは、学習用タブレット端末等貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を校長に提出しなければ

ならない。

- 2 校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、学習用タブレット等を当該貸与対象者へ貸与するものとする。

(管理)

第6条 豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学習用タブレット等の総括的管理を行うものとする。

- 2 校長は、当該学校における学習用タブレット等の貸与の状況を明らかにするために、学習用タブレット端末等管理台帳（様式第2号。以下「管理台帳」という。）を備えなければならない。
- 3 校長は、当該学校における学習用タブレット等の貸与の状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

(学習用タブレット等の取扱い)

第7条 学習用タブレット等の貸与を受けた貸与対象者（以下「被貸与者」という。）及び使用者（以下「被貸与者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、学習用タブレット等を取り扱わなければならない。

- 2 被貸与者等は、教育委員会又は校長から学習用タブレット等の取扱いにあたり、必要な指示があった場合には、その指示に従うものとする。
- 3 被貸与者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学習用タブレット等を被貸与者等以外のもの（使用者を指導する学校の教職員を除く。）に使用させ、転貸し、又は譲渡すること。
- (2) 学習用タブレット等を売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損させること。
- (3) 学習用タブレット等に装飾等を行い、貸与開始時の状態に戻すことができないようにすること。
- (4) 学習用タブレット等を使用し、第三者に対して危害を加えること。
- (5) 学習用タブレット等に校長の許可なくソフトウェアを追加すること。
- (6) その他学習用タブレット等の貸与の目的に反する行為

(貸与に係る費用)

第8条 学習用タブレット等の貸与に係る費用は、豊山町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和49年豊山町条例第2号）第7条の規定に基づき、無償とする。ただし、学校以外の場所における使用に伴う学習用タブレット端末の充電に要する電気代及び

インターネットへの接続に要する通信費は、被貸与者の負担とする。

(返却期日)

第9条 被貸与者は、第4条の貸与期間の末日までに、学習用タブレット等を返却しなければならない。

(申請内容の変更)

第10条 被貸与者等は、当該児童生徒の保護者に変更が生じたときは、申請書を校長に提出しなければならない。

(紛失等の報告)

第11条 被貸与者等は、学習用タブレット等を紛失若しくは盗難の被害にあったとき又は学習用タブレット等が破損したときには、校長に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

(損害賠償)

第12条 学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者等の責めに帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項に規定する弁償の方法及び額は、教育委員会が決定する。

3 学習用タブレット等の使用により、被貸与者等が受けた被害及び被貸与者等が第三者に与えた損害に関しては、被貸与者が賠償の責任を負うものとする。

4 学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者等の故意又は過失により個人情報の漏えい等が生じた場合は、町及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第10条関係）

豊山町立_____学校長

学習用タブレット端末等貸与（変更）申請書

豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱第5条第1項（第10条）の規定に基づき、次の事項に同意の上、学習用タブレット端末及びその附属品について貸与を申請します。

確認事項

- 1 学習用タブレット端末等は、善良な管理者の注意をもって取り扱い、貸与期間が終了したときは、速やかに返却します。
- 2 学習用タブレット端末等の使用について、次の行為は行いません。
 - （1） 被貸与者等以外のもの（使用者を指導する学校の教職員を除く。）に使用させ、転貸し、又は譲渡すること。
 - （2） 売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損させること。
 - （3） 装飾等を行い、貸与開始時の状態に戻すことができないようにすること。
 - （4） 第三者に対して危害を加えること。
 - （5） 校長の許可なくソフトウェアを追加すること。
 - （6） その他貸与の目的に反する行為
- 3 教育委員会又は校長が、必要に応じて学習用タブレット端末等の使用履歴（インターネットの通信履歴を含む。）を確認することを了承します。
- 4 学習用タブレット端末等を使用するために必要な費用は、被貸与者が負担します。
- 5 学習用タブレット端末等について、紛失、盗難又は破損が発生した場合は、速やかに学校に申し出た上で校長の指示に従います。

年 月 日

申請者

住 所 _____

保護者氏名 _____

児童生徒氏名 _____（ 年 組）

様式第 2 号（第 6 条関係）

学習用タブレット端末等管理台帳

豊山町立_____学校

管理 番号	被貸与者等					貸与期間		学校 確認	備考
	児童生徒				保護者				
	学年	組	番	氏 名	氏 名	開始日	返却日		

豊山町立小中学校学習用タブレット端末等の貸与に関する要綱逐条解説

(趣旨)

第1条 この告示は、教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として、豊山町立小学校に在籍する児童及び豊山町立中学校に在籍する生徒（以下「児童生徒」という。）が使用する学習用タブレット端末及びその附属品（以下「学習用タブレット等」という。）の貸与に関し、必要な事項を定める。

【趣旨】

本条は、この告示の趣旨を明らかにしたものである。

【解釈】

学習用タブレット端末本体及び附属品とは、本体、キーボード付きiPadケース、画面保護フィルム、ペン、USB充電アダプター、USBケーブルのことを指す。

(貸与対象者)

第2条 学習用タブレット等の貸与の対象となる者（以下「貸与対象者」という。）は、児童生徒の保護者とする。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の貸与対象者を定めたものである。

【運用】

実際の使用者は児童生徒であるが、貸与対象者は保護者とする。これは児童生徒が家庭で使用するに際し、保護者にも管理責任が生じるということである。

(貸与台数)

第3条 学習用タブレット等の貸与を受けることができる台数は、児童生徒1人につき1台とする。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の貸与台数を定めたものである。

(貸与期間)

第4条 学習用タブレット等の貸与を受けることができる期間は、貸与を決定した日から児童生徒が在籍する豊山町立小学校又は豊山町立中学校（以下「学校」という。）を卒業の日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が学校から転出したとき又は当該学校の長（以下「校長」という。）が学習用タブレット等の返却を求める事由が生じたときは、貸与期間を終了するものとする。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の貸与期間を定めたものである。

(申請等)

第5条 貸与対象者は、学習用タブレット等の貸与を受けようとするときは、学習用タブレット端末等貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を校長に提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、学習用タブレット等を当該貸与対象者へ貸与するものとする。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の申請等を定めたものである。

【運用】

貸与対象者は、学習用タブレット等の貸与を受けようとするときは、学習用タブレット端末等貸与申請書（様式第1号）を校長へ提出する。校長は、内容を確認後、適当と認めた場合は学習用タブレット等の貸与を許可するものとする。

(管理)

第6条 豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学習用タブレット等の総合的管理を行うものとする。

- 2 校長は、当該学校における学習用タブレット等の貸与の状況を明らかにするために、学習用タブレット端末等管理台帳（様式第2号。以下「管理台帳」という。）を備えなければならない。
- 3 校長は、当該学校における学習用タブレット等の貸与の状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の管理における責任の所在について定めたものである。

(学習用タブレット等の取扱い)

第7条 学習用タブレット等の貸与を受けた貸与対象者（以下「被貸与者」という。）及び使用者（以下「被貸与者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、学習用タブレット等を取り扱わなければならない。

2 被貸与者等は、教育委員会又は校長から学習用タブレット等の取扱いにあたり、必要な指示があった場合には、その指示に従うものとする。

3 被貸与者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 学習用タブレット等を被貸与者等以外のもの（使用者を指導する学校の教職員を除く。）に使用させ、転貸し、又は譲渡すること。

(2) 学習用タブレット等を売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損させること。

(3) 学習用タブレット等に装飾等を行い、貸与開始時の状態に戻すことができないようにすること。

(4) 学習用タブレット等を使用し、第三者に対して危害を加えること。

(5) 学習用タブレット等に校長の許可なくソフトウェアを追加すること。

(6) その他学習用タブレット等の貸与の目的に反する行為

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の取扱いについて定めたものである。

【運用】

被貸与者の禁止事項については、「学習用タブレット端末等貸与申請書（様式第1号）」により、家庭では保護者の監督の下、目的を逸脱しないように適切な使用の確認をとる。

(貸与に係る費用)

第8条 学習用タブレット等の貸与に係る費用は、豊山町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和49年豊山町条例第2号）第7条の規定に基づき、無償とする。ただし、学校以外の場所における使用に伴う学習用タブレット端末の充電に要する電気代及びインターネットへの接続に要する通信費は、被貸与者の負担とする。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者の費用負担について定めたものである。

(返却期日)

第9条 被貸与者は、第4条の貸与期間の末日までに、学習用タブレット等を返却しなければならない。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者の返却期限について定めたものである。

(申請内容の変更)

第10条 被貸与者等は、当該児童生徒の保護者に変更が生じたときは、申請書を校長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、被貸与者の情報に変更があった場合の手続きについて定めたものである。

(紛失等の報告)

第11条 被貸与者等は、学習用タブレット等を紛失若しくは盗難の被害にあったとき又は学習用タブレット等が破損したときには、校長に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、貸与における紛失、盗難又は破損等について被貸与者等が報告する義務について定めたものである。

(損害賠償)

第12条 学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者等の責めに帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項に規定する弁償の方法及び額は、教育委員会が決定する。
- 3 学習用タブレット等の使用により、被貸与者等が受けた被害及び被貸与者等が第三者に与えた損害に関しては、被貸与者が賠償の責任を負うものとする。
- 4 学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者等の故意又は過失により個人情報の漏えい等が生じた場合は、町及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の使用にあたり、被貸与者等の弁償規定について定めたものである。

【運用】

紛失又は破損の原因となった事由が被貸与者等の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、教育委員会が定める相当の代価を負担することとする。ただし、このような事態が生じないように、教育活動全体の中で、物を大切にすることを指導を行っていく必要があることは言うまでもない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【趣旨】

本条は、学習用タブレット等の使用に関して、規定外の事項が発生した場合の対応について定めたものである。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、この告示の施行期日について定めたものである。

報告第16号

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱の制定について

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱の制定について報告
します。

豊山町教育委員会告示第4号

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

豊山町教育委員会教育長 伊 藤 圭 樹

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭におけるICTを活用した学習環境の整備の促進を図ることを目的として、豊山町立小学校に在籍する児童及び豊山町立中学校に在籍する生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するモバイルルーター及びその附属品（以下「モバイルルーター等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) モバイルルーター 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第1条第2項に規定するモバイルルータをいう。

(2) SIMカード 第2種指定電気通信設備接続料規則(平成28年総務省令第31号)第4条第2項に規定するSIMカードをいう。

(貸出対象者)

第3条 モバイルルーター等の貸出しの対象となる者（以下「貸出対象者」という。）は、児童生徒の保護者とする。

(貸出機器及び台数)

第4条 教育委員会が貸出しをするモバイルルーター等は、別表のとおりとする。

2 モバイルルーター等の貸出しは、1世帯につき1台とする。

(貸出期間)

第5条 モバイルルーター等の貸出しを受けることができる期間は、貸出しを決定した日から当該年度の3月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が町外の小中学校へ転校したとき又は教育委員会がモバイルルーター等の返却を求める事由が生じたときは、貸出期間を終了するものとする。

(申請等)

第6条 モバイルルーター等を借り受けようとする貸出対象者（以下「申請者」という。）は、モバイルルーター等貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、モバイルルーター等の貸出しの可否の決定を行い、モバイルルーター等貸出承認（不承認）決定通知書（様式第2号）に基づき申請者に通知するものとする。

（モバイルルーター等の取扱い）

第7条 モバイルルーター等の貸出しの決定を受けた申請者（以下「被貸出者」という。）及び使用者（以下「被貸出者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、モバイルルーター等を取り扱わなければならない。

2 被貸出者等は、教育委員会からモバイルルーター等の取扱いにあたり、必要な指示があった場合には、その指示に従うものとする。

3 被貸出者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） モバイルルーター等に教育委員会が指定する携帯電話会社等以外のSIMカードを使用すること。

（2） モバイルルーター等に教育委員会が指定する情報端末以外の機器を接続して使用すること。

（3） モバイルルーター等を転貸し、又は譲渡すること。

（4） モバイルルーター等を売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損させること。

（5） その他モバイルルーター等の貸出しの目的に反する行為

（貸出しに係る費用）

第8条 モバイルルーター等の貸出しに係る費用は、豊山町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和49年豊山町条例第2号）第7条の規定に基づき、無償とする。ただし、モバイルルーターの充電に要する電気代及びインターネットへの接続に要する通信費は、被貸出者（豊山町就学援助費交付要綱（平成20年3月31日告示第27号）第3条第2項に規定する準要保護者を除く。）の負担とする。

（継続貸出）

第9条 被貸出者は、翌年度において引き続き貸出しを希望する場合は、当該年度の末日までに、モバイルルーター等継続貸出届（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（返却）

第10条 被貸出者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルーター等を教育委員会に返却しなければならない。

（1） 第5条の貸出期間が終了したとき。

(2) 被貸出者が第12条の規定により貸出承認の決定を取り消されたとき。
(申請内容の変更)

第11条 被貸出者等は、第6条第1項に基づき申請した事項のうち、住所、保護者又は電話番号に変更が生じたときは、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出承認の取消し等)

第12条 教育委員会は、被貸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出承認の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によりモバイルルーター等の貸出承認の決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき、貸出承認の決定を取り消したときは、モバイルルーター等貸出承認取消通知書(様式第5号)により、当該被貸出者に通知するものとする。

(紛失等の報告)

第13条 被貸出者は、モバイルルーター等を紛失若しくは盗難の被害にあったとき又はモバイルルーター等が破損したときには、教育委員会に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

(損害賠償)

第14条 モバイルルーター等の使用にあたり、被貸出者等の責めに帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項に規定する弁償の方法及び額は、教育委員会が決定する。

3 モバイルルーター等の使用により、被貸出者等が受けた被害及び被貸出者等が第三者に与えた損害に関しては、被貸出者が賠償の責任を負うものとする。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

機器等
モバイルルーター
A C アダプタ
M i c r o U S B ケーブル
モバイルルーター収納箱

様式第1号（第6条、第11条関係）

モバイルルーター等貸出（変更）申請書

年 月 日

豊山町教育委員会

申請者	住 所	
	保護者氏名	
	電 話 番 号	

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱第6条第1項（第11条）の規定に基づき、下記の確認事項に同意の上、次のとおり申請します。

児童 生徒	氏 名	生 年 月 日	在 籍 校	学 年
	(ふりがな)	年 月 日	小学校 中学校	年生
	(ふりがな)	年 月 日	小学校 中学校	年生
	(ふりがな)	年 月 日	小学校 中学校	年生

確認事項

- 1 モバイルルーター等の貸出しの決定を受けた申請者は、善良な管理者の注意をもって、モバイルルーター等を取り扱わなければならない。
- 2 申請者は、教育委員会からモバイルルーター等の取扱いにあたり、必要な指示があった場合には、その指示に従うものとする。
- 3 モバイルルーターの使用について、次の行為は行いません。
 - (1) 教育委員会が指定する携帯電話会社等以外のSIMカードを使用すること。
 - (2) 教育委員会が指定する情報端末以外の機器を接続して使用すること。
 - (3) 転貸し、又は譲渡すること。
 - (4) 売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損させること。
 - (5) その他貸出しの目的に反する行為

様式第 2 号（第 6 条関係）

モバイルルーター等貸出承認（不承認）決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあったモバイルルーター等の貸出しについては、豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

モバイルルーター等の貸出	承認 ・ 不承認
不承認の理由	
貸 出 方 法	豊山町教育委員会事務局 窓口にて貸出し

様式第3号（第9条関係）

モバイルルーター等継続貸出届

年 月 日

豊山町教育委員会

申請者	住 所	
	保護者氏名	
	電 話 番 号	

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱第9条の規定に基づき、翌年度も継続して貸出しを受けたいので、次のとおり届け出ます。

対象児童又は生徒（翌年度の状況を記入）

区分	児童生徒氏名	生 年 月 日	在 籍 校	学 年
新規 継続	(ふりがな)	年 月 日	小学校 中学校	年生
新規 継続	(ふりがな)	年 月 日	小学校 中学校	年生
新規 継続	(ふりがな)	年 月 日	小学校 中学校	年生

様式第4号（第12条関係）

モバイルルーター等貸出承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊山町教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で貸出しを決定したモバイルルーター等について、豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱第12条第2項の規定に基づき、下記の理由により貸出承認の決定を取り消したので通知します。

記

取消しの理由：

豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱逐条解説

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭におけるICTを活用した学習環境の整備の促進を図ることを目的として、豊山町立小学校に在籍する児童及び豊山町立中学校に在籍する生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有するモバイルルーター及びその附属品（以下「モバイルルーター等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定める。

【趣旨】

本条は、この告示の趣旨を明らかにしたものである。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) モバイルルーター 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項に規定するモバイルルータをいう。
- (2) SIMカード 第2種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第4条第2項に規定するSIMカードをいう。

【趣旨】

本条は、この告示の用語の定義を定めたものである。

(貸出対象者)

第3条 モバイルルーター等の貸出しの対象となる者（以下「貸出対象者」という。）は、児童生徒の保護者とする。

【趣旨】

本条は、この告示での貸出対象者を定めたものである。

(貸出機器及び台数)

第4条 教育委員会が貸出しをするモバイルルーター等は、別表のとおりとする。

2 モバイルルーター等の貸出しは、1世帯につき1台とする。

【趣旨】

本条は、この告示で貸出しをする機器及び台数を定めたものである。

(貸出期間)

第5条 モバイルルーター等の貸出しを受けることができる期間は、貸出しを決定した日から当該年度の3月末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒が町外の小中学校へ転校したとき又は教育委員会がモバイルルーター等の返却を求める事由が生じたときは、貸出期間を終了するものとする。

【趣旨】

本条は、貸出しをする機器の貸出期間を定めたものである。

(申請等)

第6条 モバイルルーター等を借り受けようとする貸出対象者（以下「申請者」という。）は、モバイルルーター等貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、モバイルルーター等の貸出しの可否の決定を行い、モバイルルーター等貸出承認（不承認）決定通知書（様式第2号）に基づき申請者に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、貸出しをする機器の貸出方法及び申請に対する教育委員会の事務処理を定めたものである

(モバイルルーター等の取扱い)

第7条 モバイルルーター等の貸出しの決定を受けた申請者（以下「被貸出者」という。）及び使用者（以下「被貸出者等」という。）は、善良な管理者の注意をもって、モバイルルーター等を取り扱わなければならない。

- 2 被貸出者等は、教育委員会からモバイルルーター等の取扱いにあたり、必要な指示があった場合には、その指示に従うものとする。
- 3 被貸出者等は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) モバイルルーター等に教育委員会が指定する携帯電話会社等以外のSIMカードを使用すること。
 - (2) モバイルルーター等に教育委員会が指定する情報端末以外の機器を接続して使用すること。
 - (3) モバイルルーター等を転貸し、又は譲渡すること。
 - (4) モバイルルーター等を売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - (5) その他モバイルルーター等の貸出しの目的に反する行為

【趣旨】

本条は、取扱い方法及び禁止行為を定めたものである。

【運用】

教育委員会は貸し出すに際し、モバイルルーターのパスコードを初期値から変更するとともに、MDM (mobile device management) を用いて学習用タブレット端末との設定を行う。

(貸出しに係る費用)

第8条 モバイルルーター等の貸出しに係る費用は、豊山町財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例(昭和49年豊山町条例第2号)第7条の規定に基づき、無償とする。ただし、モバイルルーターの充電に要する電気代及びインターネットへの接続に要する通信費は、被貸出者(豊山町就学援助費交付要綱(平成20年3月31日告示第27号)第3条第2項に規定する準要保護者を除く。)の負担とする。

【趣旨】

本条は、貸出物品の貸出にかかる費用及び被貸出者の費用負担について定めたものである。

【運用】

準要保護者を除く被貸出者はモバイルルーター等の使用に伴い要する費用を負担する。

(継続貸出)

第9条 被貸出者は、翌年度において引き続き貸出しを希望する場合は、当該年度の末日までに、モバイルルーター等継続貸出届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、継続利用に関する手続きを定めたものである。

(返却)

第10条 被貸出者は、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内にモバイルルーター等を教育委員会に返却しなければならない。

- (1) 第5条の貸出期間が終了したとき。
- (2) 被貸出者が第12条の規定により貸出承認の決定を取り消されたとき。

【趣旨】

本条は、返却に関する手続きを定めたものである。

(申請内容の変更)

第11条 被貸出者等は、第6条第1項に基づき申請した事項のうち、住所、保護者又は電話番号に変更が生じたときは、申請書を教育委員会に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、申請者の情報が変更された場合に報告が必要な情報を定めたものである。

(貸出承認の取消し等)

第12条 教育委員会は、被貸出者が次の各号のいずれかに該当する場ときは、貸出承認の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によりモバイルルーター等の貸出承認の決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき、貸出承認の決定を取り消したときは、モバイルルーター等貸出承認取消通知書(様式第5号)により、当該被貸出者に通知するものとする。

【趣旨】

本条は、貸出承認を取り消す事項及び教育委員会の手続きを定めたものである。

【趣旨】

本条は、被貸出者が遵守する事項を定めたものである。

(紛失等の報告)

第13条 被貸出者は、モバイルルーター等を紛失若しくは盗難の被害にあったとき又はモバイルルーター等が破損したときには、教育委員会に対し、直ちにその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、被貸出者が教育委員会へ報告する義務がある内容を定めたものである。

(損害賠償)

第14条 モバイルルーター等の使用にあたり、被貸出者等の責めに帰すべき理由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

2 前項に規定する弁償の方法及び額は、教育委員会が決定する。

3 モバイルルーター等の使用により、被貸出者等が受けた被害及び被貸出者等が第三者に与えた損害に関しては、被貸出者が賠償の責任を負うものとする。

【趣旨】

本条は、被貸出者等が損害を弁済する場合及び第三者への損害は被貸出者の責となることを定めたものである。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【趣旨】

本条は、この告示で定めていないものの取扱いについて定めたものである。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

【趣旨】

附則は、この告示の施行期日について定めたものである。

報告第17号

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正について報告します。

豊山町告示第35号

豊山町就学援助費交付要綱（平成20年豊山町告示第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

豊山町長 服部正樹

別表中

「

学校給食費	準要保護者 （国立学校に就学する児童生徒の保護者は除く。）	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。ただし、豊山町立学校以外の学校に就学する場合は、児童生徒が受けた給食で、保護者が負担する額を援助する。	給食費に直接充当（都道府県立学校に就学する場合は、設置者により交付）
-------	----------------------------------	-----	---	------------------------------------

」を

「

学校給食費	準要保護者 （国立学校に就学する児童生徒の保護者は除く。）	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。ただし、豊山町立学校以外の学校に就学する場合は、児童生徒が受けた給食で、保護者が負担する額を援助する。	給食費に直接充当（都道府県立学校に就学する場合は、設置者により交付）
オンライン学習通信費	準要保護者	全学年	豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱（令和8年豊山町教育委員会告示第4号）に規定するモバイルルーターの借受者の児童又は生徒が教育委員会が指定するタブレット端末を用いたオンライン学習を行うために必要な通信費を援助する。	通信費に直接充当

」に

改める。

様式第5号（裏）中

「12月～」を「12～」に、

「

学校給食費	全学年	実費	4～7月分の引落とされた学校給食費は9月以降に還付し、9月以降の学校給食費は免除する。 国立学校の児童生徒は除く。
-------	-----	----	--

」を

「

学校給食費	全学年	実費	4～7月分の納付された学校給食費は9月以降に還付し、9月以降の学校給食費は免除する。 国立学校の児童生徒は除く。
オンライン学習通信費	全学年	実費	4～7月分の納付されたオンライン学習通信費は8月以降に還付し、8月以降のオンライン学習通信費は免除する。

」に

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

豊山町就学援助費交付要綱の一部改正新旧対照表

新					旧				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
項目	対象者区分	対象学年	内容等	交付方法	項目	対象者区分	対象学年	内容等	交付方法
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
学校給食費	準要保護者 （国立学校に就学する児童生徒の保護者は除く。）	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。ただし、豊山町立学校以外の学校に就学する場合は、児童生徒が受けた給食で、保護者が負担する額を援助する。	給食費に直接充当（都道府県立学校に就学する場合は、設置者により交付）	学校給食費	準要保護者 （国立学校に就学する児童生徒の保護者は除く。）	全学年	豊山町給食センターの給食費等に関する規程（平成20年豊山町教育委員会規程第4号）第3条第1項に規定する給食費を援助する。ただし、豊山町立学校以外の学校に就学する場合は、児童生徒が受けた給食で、保護者が負担する額を援助する。	給食費に直接充当（都道府県立学校に就学する場合は、設置者により交付）
オンライン学習通信費	準要保護者	全学年	豊山町立小中学校モバイルルーター等の貸出しに関する要綱（令和8年豊山町教育委員会告示第号）に規定するモバイルルーターの借受者の児童又は生徒が教育委員会が指定するタブレット端末を用いたオンライン学習を行うために必要な通信費を援助する。	通信費に直接充当	注1 略				
注1 略									

報告第18号

豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正について

豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正について報告します。

豊山町教育委員会告示第6号

豊山町教育支援センター事業実施要綱（令和5年豊山町教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

豊山町教育委員会教育長 伊藤圭樹

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（承認期間）

第10条 通所の承認期間は、原則として当該年度の末日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。

（利用の継続）

第11条 前条の期間を超えて、事業の利用の継続を希望する児童生徒の保護者は、継続する年度の初めまでに、改めて豊山町教育支援センター通所願を、当該児童生徒が在籍する学校の校長に提出しなければならない。

2 前項の願を受けた校長は、豊山町教育支援センター通所申請書に必要な書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊山町教育支援センター通所承認書により、校長及び保護者へ通知するものとする。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第12条関係）

豊山町教育支援センター退所願

年 月 日

学校長

保護者氏名

下記の者について退所したいので、次のとおり提出します。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	()		
生 年 月 日	年 月 日	続 柄	
住 所	電話番号		
学 校 組 学 年 ・ 組	学校 組 年		
通 所 開 始 日	年 月 日		
退 所 希 望 日	年 月 日		
退 所 理 由			

様式第6号及び様式第7号中「第10条」を「第12条」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(承認期間)</u> <u>第10条 通所の承認期間は、原則として当該年度の末日までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りではない。</u> <u>(利用の継続)</u> <u>第11条 前条の期間を超えて、事業の利用の継続を希望する児童生徒の保護者は、継続する年度の初めまでに、改めて豊山町教育支援センター通所願を、当該児童生徒が在籍する学校の校長に提出しなければならない。</u> <u>2 前項の願を受けた校長は、豊山町教育支援センター通所申請書に必要な書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。</u> <u>3 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、豊山町教育支援センター通所承認書により、校長及び保護者へ通知するものとする。</u> <u>(退所)</u> <u>第12条 略</u> <u>(学校との連携)</u> <u>第13条 略</u> <u>(委任)</u> <u>第14条 略</u>	(退所) <u>第10条 略</u> <u>(学校との連携)</u> <u>第11条 略</u> <u>(委任)</u> <u>第12条 略</u>

豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																																																																
様式第5号（第12条関係）	様式第5号（第10条関係）																																																																
豊山町教育支援センター退所願	豊山町教育支援センター退所願																																																																
年 月 日	年 月 日																																																																
学校長	学校長																																																																
保護者氏名	保護者氏名																																																																
下記の者について退所したいので、次のとおり提出します。	下記の者の退所を認めていただきますようお願いいたします。																																																																
記	記																																																																
<table border="1"> <tr> <td>（ふりがな）</td> <td colspan="3">（ ）</td> </tr> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>続 柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3">電話番号</td> </tr> <tr> <td>学 校 学 年 ・ 組</td> <td colspan="3">学 校 年 組</td> </tr> <tr> <td>通 所 開 始 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>退 所 希 望 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>退 所 理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	（ふりがな）	（ ）			児童生徒氏名				生 年 月 日	年 月 日	続 柄		住 所	電話番号			学 校 学 年 ・ 組	学 校 年 組			通 所 開 始 日	年 月 日			退 所 希 望 日	年 月 日			退 所 理 由				<table border="1"> <tr> <td>（ふりがな）</td> <td colspan="3">（ ）</td> </tr> <tr> <td>児童生徒氏名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>続 柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="3">電話番号</td> </tr> <tr> <td>学 校 学 年 ・ 組</td> <td colspan="3">学 校 年 組</td> </tr> <tr> <td>通 所 開 始 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>退 所 希 望 日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>退 所 理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	（ふりがな）	（ ）			児童生徒氏名				生 年 月 日	年 月 日	続 柄		住 所	電話番号			学 校 学 年 ・ 組	学 校 年 組			通 所 開 始 日	年 月 日			退 所 希 望 日	年 月 日			退 所 理 由			
（ふりがな）	（ ）																																																																
児童生徒氏名																																																																	
生 年 月 日	年 月 日	続 柄																																																															
住 所	電話番号																																																																
学 校 学 年 ・ 組	学 校 年 組																																																																
通 所 開 始 日	年 月 日																																																																
退 所 希 望 日	年 月 日																																																																
退 所 理 由																																																																	
（ふりがな）	（ ）																																																																
児童生徒氏名																																																																	
生 年 月 日	年 月 日	続 柄																																																															
住 所	電話番号																																																																
学 校 学 年 ・ 組	学 校 年 組																																																																
通 所 開 始 日	年 月 日																																																																
退 所 希 望 日	年 月 日																																																																
退 所 理 由																																																																	

豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧																																
様式第6号（第12条関係） 豊山町教育支援センター退所申請書 年 月 日 豊山町教育委員会 学校長 印 下記の者の豊山町教育支援センター退所願が保護者から提出されましたので、関係書類を添えて申請します。 記 <table border="1"> <tr> <td>児 童 生 徒 氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>住 所</td><td>電話番号</td></tr> <tr> <td>学 年 ・ 組</td><td>年 組 (担任)</td></tr> <tr> <td>保 護 者 氏 名</td><td>続 柄</td></tr> <tr> <td>通 所 開 始 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>退 所 希 望 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>退 所 理 由</td><td></td></tr> </table> ※ 添付書類 ① 豊山町教育支援センター退所願（写）（様式第5号） ② その他（ ）	児 童 生 徒 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	住 所	電話番号	学 年 ・ 組	年 組 (担任)	保 護 者 氏 名	続 柄	通 所 開 始 日	年 月 日	退 所 希 望 日	年 月 日	退 所 理 由		様式第6号（第10条関係） 豊山町教育支援センター退所申請書 年 月 日 豊山町教育委員会 学校長 印 下記の者の豊山町教育支援センター退所願が保護者から提出されましたので、関係書類を添えて申請します。 記 <table border="1"> <tr> <td>児 童 生 徒 氏 名</td><td></td></tr> <tr> <td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>住 所</td><td>電話番号</td></tr> <tr> <td>学 年 ・ 組</td><td>年 組 (担任)</td></tr> <tr> <td>保 護 者 氏 名</td><td>続 柄</td></tr> <tr> <td>通 所 開 始 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>退 所 希 望 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>退 所 理 由</td><td></td></tr> </table> ※ 添付書類 ① 豊山町教育支援センター退所願（写）（様式第5号） ② その他（ ）	児 童 生 徒 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	住 所	電話番号	学 年 ・ 組	年 組 (担任)	保 護 者 氏 名	続 柄	通 所 開 始 日	年 月 日	退 所 希 望 日	年 月 日	退 所 理 由	
児 童 生 徒 氏 名																																	
生 年 月 日	年 月 日																																
住 所	電話番号																																
学 年 ・ 組	年 組 (担任)																																
保 護 者 氏 名	続 柄																																
通 所 開 始 日	年 月 日																																
退 所 希 望 日	年 月 日																																
退 所 理 由																																	
児 童 生 徒 氏 名																																	
生 年 月 日	年 月 日																																
住 所	電話番号																																
学 年 ・ 組	年 組 (担任)																																
保 護 者 氏 名	続 柄																																
通 所 開 始 日	年 月 日																																
退 所 希 望 日	年 月 日																																
退 所 理 由																																	

豊山町教育支援センター事業実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
様式第7号（<u>第12条</u>関係） 豊山町教育支援センター退所承認書 年 月 日 学校長 豊山町教育委員会 印 年 月 日付けで申請のありました豊山町教育支援センター退所申請については、下記のとおり承認しましたので通知します。 なお、保護者には別紙により通知をお願いします。 記 1 児童生徒 学校 年 組 氏名 2 保護者 氏名 3 退所日 年 月 日 4 退所理由 以下略	様式第7号（<u>第10条</u>関係） 豊山町教育支援センター退所承認書 年 月 日 学校長 豊山町教育委員会 印 年 月 日付けで申請のありました豊山町教育支援センター退所申請については、下記のとおり承認しましたので通知します。 なお、保護者には別紙により通知をお願いします。 記 1 児童生徒 学校 年 組 氏名 2 保護者 氏名 3 退所日 年 月 日 4 退所理由 以下略